

地方分権論 A

2017 年度春学期

第 13 回 (資料)

2017. 7. 14. (金)

第 4 限 (14:45~16:15)

3 号館 1104 室

片木淳

katagi◎waseda.jp (◎は@)

小生の講義も、余すところあと 1 回になりました。

講義最終日 (7 月 21 日) 24 時まで、「地域主権をめぐるテーマ」について、A4 で 5 枚以内のレポートを片木宛、メールで提出してください (第 1 回講義資料又は下記ホームページ参照。小生からの受取りメールを必ず確認のこと)。

<http://www.f.waseda.jp/katagi/bunkenronA.html>

次回までに

(討論資料)「**新固有権説 (プープル主権説)**」

(本資料の最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

1 アテネの民主制の誕生

1.1 古代アテネ民主制の歴史 年表

- 前 2000 年 クレタ島に最初の宮殿誕生
- 前 1250 年 この頃トロイ戦争か?
- 前 1200 年頃 ドリア人、ギリシアに侵入
- 前 776 年 第 1 回オリンピア競技会 (大祭)
- 前 594/93 年 ソロンの改革が行われる。
- 前 561/560 年 ペイシストラトスが僭主となる。
- 前 508/507 年 クレイステネスの民主改革が行われる。
- 前 499 年 小アジアでイオニア反乱起る
- 前 490 年 第 1 次ペルシア戦争。マラトンの戦い
- 前 480 年 第 2 次ペルシア戦争。テルモピレーの戦い。サラミスの海戦
- 前 479 年 プラタイアの戦い
- 前 478/477 年 デロス同盟 (第 1 次海上同盟) 結成
- 前 462 年 エフィアルテス、アテネを民主化。ペリクレス登場。
- 前 454 年 デロス同盟金庫がデロス島からアテネに移管
- 前 447 年 パルテノンの建築始まる (前 438 年完成)。
- 前 431 年 ペロポネソス戦争勃発(～前 404)
- 前 429 年 ペリクレス没
- 前 415 年 アテネがシチリア島へ遠征 (～前 413)
- 前 411 年 アテネで「400 人」寡頭政権成立
- 前 404 年 アテネが降伏し、ペロポネソス戦争終結。アテネで「30 人」寡頭政権成立
- 前 403 年 アテネに民主制復活
- 前 399 年 ソクラテスの死

(桜井万里子編『ギリシア史』(2005 年、山川出版社) 年表および村田数之亮・衣笠茂『政界の歴史 4 ギリシア』(河出文庫、1989 年) 略年表より、抜粋・作成)

1.2 ソロンの改革 (BC.594)

「

第六章

(一) ソロンは政権を握った後、身体を抵当に取って金を貸すことを禁止して民衆を現在のみならず将来も自由であるようにし、またいろいろの法律を定め公私の負債の切棄てを行なったが人々は重荷を振り落としたという意味でこれを重荷おろしと呼んでいる。

(二) この点に関して彼を非難しようとする者もある。すなわち重荷おろしを企てていたソロンは貴族仲間の或る者にたまたまこの旨を告げたが、その後、民主派の言うところでは、彼は友人たちに乗ぜられ、彼を誹謗しようとする者によれば、彼も計画に関与したと言うのである。というのはこの連中は金を借りて沢山の土地を買い込み、そして間もなく負債の切棄てが行なわれた結果、富裕となったからである。そこで後世は昔からの富者と思われる人々もこの時の成り上がりであるといわれる。(三) しかしながら民主派の説の方がもっともらしい。何となれば他の点においては、他人を抑えて国家の独裁者となることもできたのに、たとい双方の側から憎まれても自己の利益よりも美德と国家の安全を重んじたほどに節制であり公平であった彼が、かかる些細な、かつ見えすいたことをして自己を汚したことはありそうにないからである。(四) 彼が上に述べたような実権を握っていたことは当時の病的な政情がこれを証するし、また彼自身詩篇の諸処に述べており、また他の人々も一致して認めるところである。そこでこの非難は偽りと考えねばならない。

第七章

(一) 彼は国制を定め、その他の法律を發布したが人々はドラコンの掟を殺人に関するものを除き廃止した。そして法律を廻転柱に書き上げて「王」の列柱館に立てみなこの法に従うことを誓った。九人のアルコンは石のところで誓いをし、もしこの一つでも犯した場合には黄金製の人像を奉納すると約束した。それ以来今でもこのような誓いをするのである。(二) ソロンはこれらの法律を向う百年間不変と定め、次のように国制を規定した。(三) 彼は、従来もそう分けられていたように、人々を財産評価により五百メディムノス級と騎士と農民と労務者の四級に分かった。そして彼は九人のアルコンや財務官や契約官や十一人やコラクタイのような役は各級の財産評価の大きさに応じて分かち与え、五百メディムノス級や騎士や農民から任じた。これに反し労務者級に属する者は民会と法廷に参与させたのみだった。(四) 五百メディムノス級に入るべき者は自分の土地から固形にせよ、液状にせよ都合五百石を作る者であった。騎士級に入るのはその三百を作る者で、一説には馬を養い得る者ともいう。その証拠に、人々はこの事実に因み付けられたものとして、この等級の騎士という名称を持ち出し、また古人の奉納品を例に挙げる。何となればアクロポリスにはディピロスの像が寄進されているが、それには次のような銘があるから。

ディピロスの子アンテミオン労務者級より

騎士級に進める記念としてこの像を諸神に捧ぐ。

そしてその傍には一頭の馬がいて騎士級に属するとは正にかかることを意味すると言わぬばかりである。しかしながら五百メディムノス級の人々と同様に石高により定められたと見る方が一層合理的である。農民級には都合二百石を作る人々が属した。その他は労務者級で何らの役につき得なかった。それゆえ今日でも何かの役に抽籤されようとする者に、何級に属するかと問えば誰も労務者級と答えるものはないであろう。

」

【出典：アリストテレス『アテナイ人の国制』（村川堅太郎訳、1980年、岩波文庫）
P.22~25。下線は、片木】

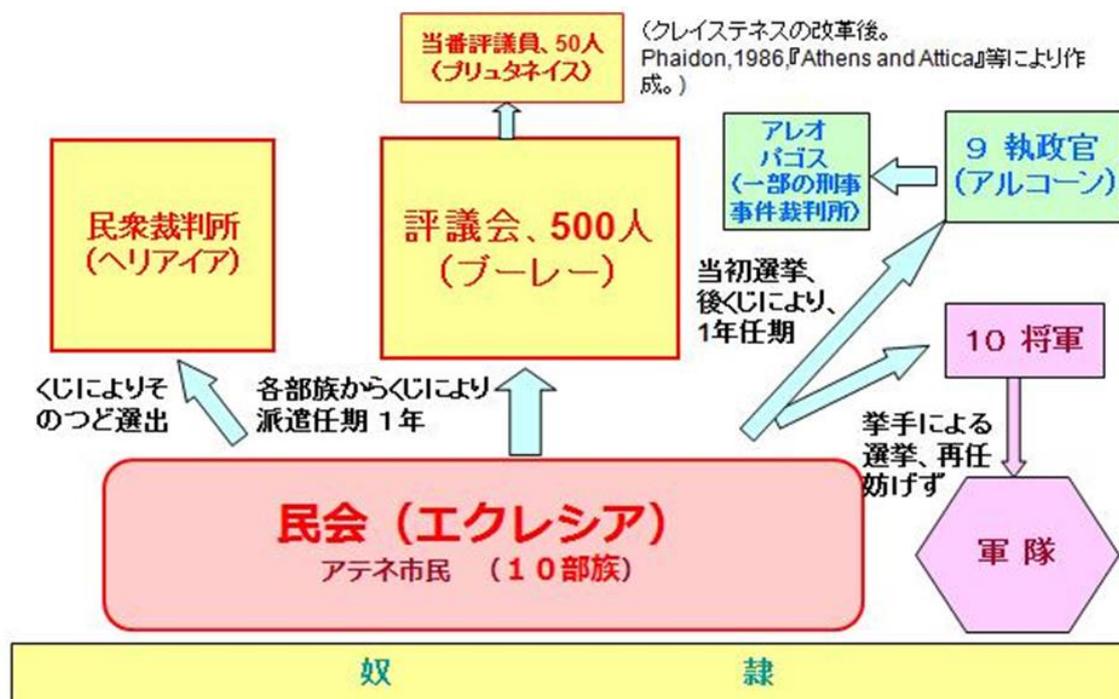
1.3 クレイステネスの改革（BC.508）



【出典：ピエール・ブリュレ『ペリクレスと繁栄の時代 都市国家アテネ』（1997年、青柳正規監修・高野優訳、創元社）

2 古代アテネの民主制

2.1 アテネ市民による直接民主制



- ・ 評議員中プリュタネイスたる者はまず国家から金を支給せられて円形堂において会食し、次いで評議会ならびに民会を招集する。評議会は休日を除き毎日、民会は各プリュタネイアに四度。
- ・ (民会) 中の一つは主要民会で、この際諸官職がよく行なわれていると思われるか否かについて挙手採決し、また穀物の供給や国土の防備について議事する定めで、また弾劾を欲する者はこの日に行ない、かつ没収財産の目録を読み、また識らぬ間に財産の主がなくなっているようなことのないように相続財産と女子相続人との関係する[アルコンへの] 願書を読まねばならない。
- ・ [各プリュタネイアの] 第二の民会は請願のために開かれ、この際希望者はオリーブの枝を〔祭壇の上に〕置いてその欲する公私のことについて民衆と談論することができる。他の二回の民会は爾余の問題を扱い、この会議では神事三件、伝令および使節に関して三件、俗事に関して三件を扱うよう法律で定められている。

【出典：村川堅太郎訳 『アリストテレス アテナイ人の国制』（2006年、岩波文庫）、P.76～】

2.2 古代アテネの民会会議場 — プニュクスの丘



(古代アテネの民会の開かれた
プニュクスの丘。後方は、パル
テノン神殿の立つアクロポリス
の丘。

2009年夏、片木撮影)

民会議場の面積と収容人員の変化

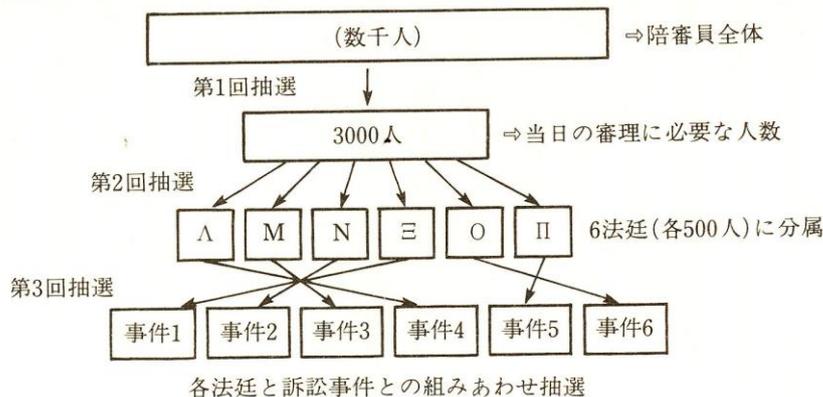
	面積 (m ²)	収容人員 (人)	成年男子市民数 (人)
プニュクス第Ⅰ期 (前460 - 400年)	2,400	6,000	前432年ごろ 35,000~45,000
プニュクス第Ⅱ期 (前400 - 340年)	2,600	6,500	前400年ごろ 20,000~25,000
プニュクス第Ⅲ期 (前340年以降)	5,550	13,800	前313年 21,000

(M. H. Hansen, *The Athenian Assembly in the Age of Demosthenes*, Oxford 1987, p. 17;
V. Ehrenberg, *The Greek State*, 2nd ed., London 1969, p. 31 より)

【出典：橋場 弦
『丘の上の民主
政—古代アテネ
の実験』(1997年、
東京大学出版会)
P.177 による。】

2.3 アテネ民衆裁判所における法廷の編成手続き

法廷編成手続きの1つの想定例(端数切り捨て)
公法上の訴訟6件を6法廷(各500人)で審理する場合(前4世紀後半)



【出典：橋場
弦『丘の上の民
主政—古代アテ
ネの実験』
(1997年、東京
大学出版会)
P.169 による。】

3. プラトンの哲人政治

「そして五〇歳になったならば、ここまで身を全うし抜いて、実地の仕事においても知識においても、すべてにわたってあらゆる点で最も優秀であった者たちを、いよいよ最後の目標へと導いて行かなければならない。それはつまり、これらの人々をして、魂の眼光を上方に向けさせて、すべてのものに光を与えているかのものを、直接しっかりと注視させるということだ。そして彼らがそのようにして〈善〉そのものを見てとったならば、その〈善〉を範型(模範)として用いながら、各人が順番に国家と個々人と自分自身とを秩序づける仕事のうちに、残りの生涯を過すように強制しなければならない。すなわち彼らは、大部分の期間は哲学することに過しながら、しかし順番が来たならば、各人が交替に国の政治の仕事に苦勞をささげ、国家のために支配の任につかなければならないのだ。そうすることを何かすばらしい仕事とみなすのではなく、やむをえない強制的な仕事とみなしながら——。そしてこのようにしながら、つねにたえず他の人々を自分と同じような人間に教育し、自分にかわる国家の守護者を後にのこしたならば、彼らは〈幸福者の島〉へと去ってそこに住まうことになる。国家は彼らのために、公の行事として、記念碑をたて犠牲を捧げる儀式を行なうことになろう——ピュティア(デルポイ)の神託がよしとされるなら神霊(ダイモーン)として祀(まつり)、そうでなければ、祝福された(エウダイモーン)神的人々として讃えながら」

「ソクラテス、あなたは統治する男たちを」と彼は言った、「まるで彫像家がするように、この上なく立派な姿に仕上げられましたね」

「統治する女たちもだよ、グラウコン」とぼくは言った、「というのは、ぼくが話してきたことは、けっして男たちだけのことではなく、女たちのなかから生まれつき十分な力量をもった者が出てくる場合には、まったく同等にそのような女たちについても言われてきたのだと、考えてもらわなくてはこまるからね」

「正当な御注意です」と彼は言った、「いやしくも女たちが、われわれの論じたようにすべての仕事を男たちと共通に分担すべきであるからにはね」

「それならどうかね」とぼくは言った、「君は承認してくれるかね——国家と国制について以上われわれが語ってきたことは、けっしてまったくの夢想のようなものではなく、たとえ困難ではあっても、なんらかの仕方で実現可能な事柄であるということ。そしてその実現の仕方とは、すでに述べられた途において他にはありえないということ。それはほかでもない、真正の哲学者が、一人でも二人以上でも、国家における実権をもつようになって、現在名誉とされているものについては——それらを卑しく無価値なものと考え、

正しいこととそこから由来する名誉とを何よりも尊重するという態度のもとに ——これを軽蔑し、そして正義こそは最も重要な、最も強制力をもつべきものと みなして、これに仕えこれを大きく育てようと、自分の国を徹底的に再編成するようになる時のことだ」

【出典：藤沢令夫訳『プラトン著 国家』(下)、1979年、岩波文庫、P.162より抜粋引用)



【絵の出典：メトロポリタン美術館 the Metropolitan Museum of Art in NYC・HP「ダヴィッド『ソクラテスの詩』The Death of Socrates, 1787 Jacques-Louis David (French, 1748・825)」)

1 (次回討論資料)

2 新固有権説 (プープル主権説)

3
4 「『国民主権』(*la souveraineté de la nation, la souveraineté nationale*)とは、国籍
5 保持者の総体としての『国民』が、単一・不可分・不可譲のものとして、主権(国家意思
6 を決定しかつ執行する力としての国家権力=統治権)の所有者であるとするものである。
7 統治権の所有者を国家と呼ぶならば、『国民』は即国家であり、『国民』と別に国家が存
8 在するわけではない(『朕は国家である』の『朕』の地位に『国民』をおきかえたにすぎ
9 ない)。このような『国民』は、生まれた直後の赤ん坊から死の直前の老人までのすべて
10 の国民を含む抽象的観念的なもので、それ自体としては、自然的な意思決定能力や決定
11 された意思の自然的な執行能力をもっていない。したがって、『国民主権』のもとでは、
12 主権(統治権)の行使を、若干の自然人からなる『国民代表』(政治の基準となる法律など
13 を『国民』のために決める『国民』の意思決定機関)と決定された法律などを執行する(個
14 別具体的な場合に当てはめる)機関とにゆだねざるをえない。」

15 「『人民主権』は、「人民」を統治権の所有者とする原理であり、それ故に『人民による、
16 人民のための政治』を当然に求める。『人民主権』のもとでは、『人民による、人民のた
17 めの政治』をおこないやすい地方公共団体の政治が重視されることになる。すでにみて
18 おいたように、中央政府の政治は、全国民を対象とするから、『人民による政治』におい
19 ては、直接の民意による政治は困難で代表制が原則とされがちである。また、『人民のた
20 めの政治』においても、政治の基準としての法律が原則として一般的抽象的法規範とし
21 て定められることになるから、各地域の『人民』(住民)の具体的な必要・要求に応えるこ
22 とがむずかしくなる。しかし、地方公共団体においては、事柄の性質上中央政府によっ
23 てしか処理できない全国民的な性質・性格の事務や中央政府の存立に関する事務は別と
24 して、地方公共団体で効果的に処理できる事務については、直接の民意による政治も、
25 住民の具体的な必要・要求に応える政治もできる。また、そこでこそ主権者の成員とし
26 ての意識と知識をもった『真の市民』を創出できる。」

27 「私は、以下の諸点からみて、日本国憲法の国民主権は、『国民主権』ではなく、『人民
28 主権』に相当すると解するのが正しいとこれまで言い続けてきた。

29 第一に、憲法上、普通選挙制度(第一五条三項、第四四条但し書)、憲法改正とその他の
30 重要事項についての直接民主制(第七九条二一四項、第九五条、第九六条一項)など、『人
31 民主権』になじむ諸制度が採用されていることである。とくに、『公務員を選定し、およ
32 びこれを罷免することは、国民固有の権利である』とする第一五条一項は、『人民主権』
33 の政治には不可欠のものであるが、『国民主権』の政治に不可欠のものではない。この規
34 定は、他の現代市民憲法にはほとんど例をみないものである。

35 また、日本国憲法は、他の多くの現代市民憲法の場合と異なって、国民代表に有権者・
36 人民からの独立を保障する『命令的委任の禁止』(自由委任)の規定を欠いている。この欠

1 落は、第一五条一項の『選定・罷免権』の保障に対応するものと解される。また、日本
2 国憲法の英訳が、主権者・国民を“people”と表現していることも参考になる*。

3 第二に、国民の憲法意識も、『人民主権』を当然のこととしていることである。現在で
4 は、一般の市民であれ、政治家であれ、日本国憲法の国民主権をリンカーンにならって
5 『人民の、人民による、人民のための政治』を求める原理と解し、『選挙人団に結集した
6 人民こそ主権者である』ということを真正面から否定する者はいない。衆議院の解散制
7 度は主権者たる国民(=人民)の判断を求めるためのものと説明され、衆議院議員の総選挙
8 や参議院議員の通常選挙が終れば、異口同音に『主権者の判断が下された』という。

9 このような状況のもとでは、『人民による、人民のための政治』の強化のためにも、日
10 本国憲法の国民主権を『人民主権』にならって解釈することが必要である。また自然で
11 もある。近現代における人類の歴史的な歩みが例外なしに『人民主権』の方向への歩み
12 であったことおよび日本国憲法制定にとくに大きな影響を及ぼしたアメリカ合衆国が建
13 国以来『人民主権』を原理としていることを考慮するならば、なおさらのことである
14 う。]

15 (杉原泰雄『地方自治の憲法論』(勁草書房、2002年)より抜粋引用。)

18 * 「人民主権」と地方自治

19 「主権理論という『人民(*people, people*)』とは、政治に参加できる年齢に達した成人市
20 民の集合体を指し、国籍保持者の総体として観念された抽象的で観念的な『国民(*nation,*
21 *nation*)』とは意味を異にする。『人民(プープル)』は具体的で実体的な存在であり、自
22 ら主権(統治権)を行使することができるものとみなされる。すなわち、『人民』の一員た
23 る各市民・住民は主権(統治権)を分有するものと観念されるのである。『人民主権』にお
24 ける人民の意志や利益は個々の構成員(各市民・住民)の意志や利益の集積と考えられるか
25 ら、『人民主権(プープル主権)』の原理の下では、各市民・住民が自ら主権(統治権)の行使、
26 すなわち政治に参加する『直接民主政(*direct democracy*)』が原則とされるわけである。

27 アメリカ合衆国の民主主義は、近代初頭に出現したイギリスやフランスにおける代表
28 制民主主義とは異なり、『人民主権(プープル主権)』に相当する『人民主権(*sovereignty*
29 *of the people*)』の原理をその基礎に持つものであった。アレクシス・ドゥ・トックヴィ
30 ルは、古典的名著『アメリカの民主政』(1835年)の中で、『人民主権主義(*le dogme de la*
31 *souveraineté du peuple*)を正當に評価することができ、人民主権主義の社会事象への適
32 用について研究することができ、人民主権主義の危険性と長所について判断することが
33 可能な国が世界にひとつあるとすれば、その国こそ確実にアメリカである』と指摘して
34 いる。]

35 (小滝敏之『地方自治の歴史と概念』(公人社、2005年)より抜粋引用。)